

○木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する規則

〔平成 12 年 12 月 4 日〕
規則第 11 号

改正	平成 14 年 8 月 28 日	規則第 8 号	平成 21 年 12 月 10 日	規則第 17 号
	平成 15 年 3 月 26 日	規則第 5 号	平成 22 年 3 月 31 日	規則第 3 号
	平成 18 年 4 月 19 日	規則第 12 号	平成 22 年 5 月 25 日	規則第 5 号
	平成 18 年 6 月 1 日	規則第 14 号	平成 22 年 5 月 25 日	規則第 5 号
	平成 19 年 3 月 12 日	規則第 3 号	平成 25 年 3 月 1 日	規則第 11 号
	平成 19 年 12 月 27 日	規則第 18 号	平成 29 年 3 月 1 日	規則第 1 号
	平成 21 年 3 月 10 日	規則第 4 号		

(目的)

第 1 条 この規則は、木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 12 年条例第 16 号。以下「条例」という。）を施行するため必要な事項を定めることを目的とする。

（短時間勤務職員の一週間の勤務時間の基準）

第 1 条の 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）に伴い任用される短時間勤務職員（育児休業法第 18 条第 1 項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）の 1 週間当たりの勤務時間は、38 時間 45 分から当該育児短時間勤務をしている職員の 1 週間当たりの勤務時間を減じて得た時間の範囲内とする。育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の 1 週間当たりの勤務時間についても、同様とする。

（週休日及び勤務の割り振りの基準）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項本文に規定する勤務時間は、1 日につき午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 7 時間 45 分となるように割り振るものとする。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項及び同法第 28 条の 6 第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

2 任命権者は、条例第 2 条第 5 項の規定により、特別の勤務に従事する職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割り振りについて別に定める場合には、4 週間ごとの期間についてこれを定め、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するようにしなければならない。

(1) 週休日が毎 4 週間につき 8 日（再任用短時間勤務者にあつては 8 日以上）となること。

(2) 勤務日（条例第 2 条第 6 項に規定する勤務日をいう。次項及び次条において同じ。）が引き続き 12 日を越えないこと。

(3) 1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 15 時間 30 分を超えないこと。

3 任命権者は、特別の勤務に従事する職員のうち、職員の職務の特殊性又はその機関の特殊の必要により、週休日及び勤務時間の割り振りを 4 週間ごとの期間について定めること又は週休日を 4 週間につき 8 日とすることが困難であると認められる職員については、次の各号に掲げる基準に適合する場合に限り、前項の規定にかかわらず連合長の承認を得て、52 週間を超えない範囲内で定める期間ごとに週休日及び勤務時間の割り振りについて別に定めることができる。

(1) 週休日が毎 4 週間につき 4 日以上となること。

(2) 勤務日が引き続き 12 日を越えないこと。

(3) 1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 15 時間 30 分を超えないこと。

（週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更）

第 3 条 条例第 2 条第 6 項の連合長が規則で定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 4 週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 8 週間後の日までの期間とする。

2 条例第 2 条第 6 項の連合長が定める勤務時間は、3 時間 30 分を下らず 4 時間 15 分を超えない時間の勤務時間（以下この条において「半日勤務時間」という。）とする。

3 条例第 2 条第 6 項の規定により割り振ることをやめることとなる半日勤務時間は、第 1 項に規定する期間内にある勤務日のうち、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する 3 時間 30 分又は 4 時間 15 分の勤務時間とする。

4 任命権者は、週休日の振替え（条例第 2 条第 6 項の規定により、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項及び次項において同じ。）又は、半日勤務時間の割振り変更（条例第 2 条第 6 項の規定により、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項及び次項において同じ。）を行う場合には、週休日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎 4 週間につき 4 日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第 7 条第 1 項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）

が引き続き 24 日を超えないようにしなければならない。

- 5 任命権者は、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第 4 条 第 2 条及び第 3 条の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

(宿日直勤務)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の連合長が規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

- (1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第 5 条の 2 条例第 5 条の 2 第 1 項の常態としてその子（条例（平成 12 年木曾広域連合条例第 16 号）において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者」という。）を含む。以下同じ。）を養育することができるものとして連合長が規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就業していない者（就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。

2 条例第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の「小学校の始期に達するまで」とは、満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までをいう。

3 条例第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の「連合長が規則で定めるもの」とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 3 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子（当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。）を出迎えるため赴く職員とする。

4 条例第 5 条の 2 第 1 項により早出遅出勤務を請求しようとする者は、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ請求書を任命権者に提出しなければならない。

- 5 前項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 6 任命権者は、第4項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 7 第4項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第5条の2第1項又は第2項に規定する職員に該当しなくなった場合8早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第4項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 9 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第7項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
- 10 第6項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 11 本条第4項から前項まで(第7項第3号及び第4号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第7項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする

る。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第5条の3 条例第5条の3第1項の常態として当該子を養育することができるものとして連合長が規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

2 条例第5条の3第1項により深夜勤務の制限を請求しようとする者は、深夜における勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の一月前までに請求書を任命権者に提出しなければならない。

3 前項の規定は、子が出生する前においてもすることができるものとする。この場合、子が出生した後速やかに当該子の氏名及び生年月日を任命権者に届け出なければならない。

4 第2項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。また、当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

5 前条第4項の規定は、第2項の規定による請求について準用する。

6 第2項の規定による請求がされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養

子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第 1 号、第 2 号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第 5 条の 3 第 1 項又は第 2 項に規定する職員に該当しなくなった場合

7 深夜勤務制限開始日以後、深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第 2 項による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

8 前 2 項の場合において、職員は遅滞なく第 6 項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

9 前条第 4 項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

10 本条第 2 項から前項まで（第 3 項並びに第 6 項第 3 号及び第 4 号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 6 項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続き等）

第 5 条の 4 条例第 5 条の 4 第 1 項又は同条第 2 項により超過勤務の制限を請求しようとする者は、超過勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「超過勤務制限開始日」という。）及び期間（1 年又は 1 年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、超過勤務制限開始日の前日までに請求書を任命権者に提出しなければならない。この場合において、条例第 5 条の 4 第 1 項の規定による請求にかかる期間と同条第 2 項の規定による請求にかかる期間とが重複しないようにしなければならない。

2 前項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、前項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は第 1 項による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して 1 週間を経過する日（以下「1 週間経過日」という。）前の日を超過勤務制限開始日とする請求であった場合で、必要があると認めるときは、当該超過勤務制限開始日から 1 週間経過日までの間のいずれかの日に超過勤務制限開始日を変更することができる。

4 任命権者は、前項の規定により超過勤務制限開始日を変更した場合において

は、当該超過勤務制限開始日を当該変更前の超過勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 5 第5条の2第4項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。
- 6 第1項の規定による請求がされた後超過勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第5条の4第1項から第3項までのいずれかに規定する職員に該当しなくなった場合
- 7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第1項による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
 - (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - (2) 当該請求に係る子が、条例第5条の4第1項の規定による請求にあつては3歳に、同条第2項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合
- 8 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第7項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
- 9 第5条の2第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 10 本条第1項から前項まで(第6項第3号及び第7項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において第6項第1号中「子」とあるのは「要介護」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第7項中「次の各号」と

あるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第5条の5 職員の育児休業等に関する条例(以下「育児休業条例」という。)

第6条の7(育児休業法第17条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定によって読み替えられた勤務時間条例第5条第1項の規則で定める場合は、勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 育児休業条例第6条の7の規定により読み替えられた勤務時間条例第5条第2項の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(超勤代休時間の指定)

第5条の6 条例第5条の5第1項の連合長の定める期間は、給与条例第31条第3項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2ヵ月後の日までの期間とする。

2 連合長は、条例第5条の5第1項の規定に基づき超勤代休時間(同項に規定する超勤代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第7条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第31条第3項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第31条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 育児休業法第6条の6又は第6条の8の規定により読み替えられた給与条例第31条第1項ただし書又は第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第31条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

- 3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。
- 4 条例第5条の5第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、連合長が業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。
- 6 条例第5条の5第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 7 超勤代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、連合長が定める。

（代休日の指定）

第6条 条例第7条第1項の規定による代休日の指定は、勤務することを命じた休日（条例第6条第1項に規定する休日をいう。以下この項及び第8条において同じ。）を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第5条の5第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

（年次休暇）

第7条 条例第9条第1項の連合長が定める日数は、次に定める職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数とする。

(1) 再任用短時間勤務職員以外の職員 20日

(2) 再任用短時間勤務職員（育児休業条例第6条の7又は第6条の9の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

イ 斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員

の 1 週間の勤務日の日数を 5 日で除して得た数を乗じて得た日数

ロ 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、斉 1 型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）

155 時間に育児休業条例第 6 条の 7 又は 6 条の 9 の規定により読み替えられた勤務時間条例第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7 時間 45 分を 1 日として日に換算して得た日数

2 2 月以降において、新たに採用された職員の年次休暇の日数は前項の規定にかかわらず、次の表に掲げるところによる。ただし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等並びに別に連合長が定める場合にあっては、その定めるところによること。

採用された月	その年の年次休暇	採用された月	その年の年次休暇	採用された月	その年の年次休暇
2 月	18 日	6 月	12 日	10 月	5 日
3 月	17 日	7 月	10 日	11 月	3 日
4 月	15 日	8 月	8 日	12 月	2 日
5 月	13 日	9 月	7 日		

3 次の各号に掲げる場合において、1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては第 7 条第 1 項及び第 2 項に掲げる日数に勤務時間条例第 9 条第 2 項の規定により当該年の前年からの繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に依り、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に依り、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が 1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始め

る場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務のうち、1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合勤務形態の変更後における 1 週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における 1 週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この項において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における 1 週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における 1 週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における 1 週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を 7 時間 45 分とみなした場合の 1 週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を 7 時間 45 分とみなした場合の 1 週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における 1 週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

4 前 3 項の規定にかかわらず、地方公務員法第 22 条第 5 項の規定による臨時的任用の職員の年次休暇の日数は、別に連合長が定めるところによる。

5 条例第 9 条第 2 項の連合長が定める日数は、一の年における年次休暇の 20 日を超えない範囲内の残日数（1 日未満の端数があるときはこれを切り上げた日数）とする。

6 年次休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。

7 前項の規定にかかわらず、不斉一型短時間勤務職員の年次休暇の単位は、1 時間とする。

8 1 時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に

掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

- (1) 次号から第4号に掲げる職員以外の職員 7時間45分（1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員にあっては、その職員の勤務日の1日の勤務時間）
- (2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数
 - イ 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分
 - ロ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分
 - ハ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分
- (3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- (4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 7時間45分
（療養休暇）

第8条 条例第10条の連合長が定める場合は、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合とし、同条の連合長が定める期間は、当該左欄に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。

事 由	期 間
1 負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）	90日（結核性疾患の場合にあっては180日）を超えない範囲内において最小限度必要と認める期間。 ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病にあっては3年を超えない範囲内において最小限度必要と認める期間とする。
2 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理日	その都度必要と認める期間

- 2 前項の表の第1号の事由による休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 3 1時間を単位として与えられた療養休暇を日に換算する計算方法については、前条第8項の規定を準用する。
- 4 第1項の期間の計算については、その期間中に、週休日、休日及び条例第7

条の規定による代休日を含むものとする。

(特別休暇)

第9条 条例第11条の連合長が定める場合は、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合とし、同条の連合長が定める期間は当該左欄に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間とする。

事 由	期 間
1 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
2 裁判員、証人、鑑定人又は参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会又は他の官公署への出頭	上に同じ
3 所轄庁の事務又は事業の運営上必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	上に同じ
4 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録の申し出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合の当該申し出又は提供に伴う検査、入院等	上に同じ
5 職員の結婚	連続する5日の範囲内において必要と認める期間
6 妊娠中の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認める期間
7 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超え

は胎児の健康維持に影響があると認められる場合	ない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
8 妊娠中の女子職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、適宜休憩し、又は捕食するとき	その都度必要と認める時間
9 8週間（多児妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
10 女子職員の出産	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
11 生後満1年に達しない子を育てる職員でその子を育てる場合	1日2回その都度必要と認める期間
12 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び次条において同じ。）の出産に伴い、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合	連合長が定める期間内における2日の範囲内の期間
13 配偶者が出産する場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。次号において同じ。）を養育する場合	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日後8週間を経過するまでの期間内における5日の範囲内の期間
14 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない範囲内で必要と認める期間
15 要介護者の介護などを行う職員が、当該世話を行うため勤務しないこと	1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を超えない

が相当であると認められる場合	範囲内で必要と認める期間
16 忌引	別表に定める期間内において必要と認める期間
17 父母の祭日	1日の範囲内で必要と認める期間
18 夏季における職員の保養及び家庭生活の充実	7月1日から10月31日までの間における、週休日、条例第5条の5第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて4日を超えない範囲内で必要と認める期間
19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通遮断及び家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)による交通遮断	その都度必要と認める期間
20 風水震火災その他の非常災害による交通遮断	上に同じ
21 風水震火災その他の非常災害による職員の現住居の滅失又は破壊	上に同じ
22 その他交通機関の事故等の不可抗力による場合	上に同じ
23 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかか	1年につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間

<p>った者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって連合長が定めるものにおける活動</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
<p>24 その他連合長が定める場合</p>	<p>連合長が定める期間</p>

2 前項の表の第 12 号から第 15 号までの事由による休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。

3 1 日を単位とする第 1 項第 12 号から第 15 号までの休暇は、1 回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 1 時間を単位として使用した第 1 項第 12 号から第 15 号までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって 1 日とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 7 時間 45 分

(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（7 時間 45 分を超える場合にあっては、7 時間 45 分とし、1 分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務職員 7 時間 45 分

5 第 1 項の期間の計算については、前条第 4 項の規定を準用する。

（介護休暇）

第 10 条 条例第 5 条の 2 第 1 項のその他これらに準ずる者として連合長が定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の児童福祉法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

2 条例第 5 条の 2 第 2 項のその他連合長が定める者は、次に掲げる者（第 2 号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。

(1)及び(2) (略)

3 (略)

- 4 条例第 5 条の 2 第 2 項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 5 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第 8 項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 6 職員は、第 4 項の申出に基づき前項若しくは第 8 項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第 8 項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 7 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第 5 項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 8 第 5 項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第 4 項の申出に基づき第 5 項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第 6 項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第 12 条第 3 項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかなる日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 9 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1 月に満たない期間は、30 日をもって 1 月とする。

第 10 条の 2 介護休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。

- 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第 10 条の 3 介護時間の単位は、30 分とする。

2 介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（職員の育児休業等に関する条例（平成 11 年条例第 12 号）第 8 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（組合休暇）

第 11 条 条例第 13 条の連合長が定める場合は、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合とし、同条の連合長が定める期間は、同表の右欄に定める期間とする。

事 由	期 間
登録された職員団体の規約に定める執行機関、監査機関、議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関及び特定の事項について調査研究を行い、かつ、当該登録された職員団体の諮問に応ずるための機関の構成員として当該機関の業務に従事する場合、並びに当該登録された職員団体の加入する上部団体の上記の機関に相当する機関の業務で、当該登録された職員団体の業務と認められるものに従事する場合	1 日又は 1 時間を単位として、その都度必要と認める期間。ただし、1 年につき 30 日以内の期間とする。

2 1 時間を単位として与えられたその年の組合休暇を日に換算する計算方法については、第 7 条第 6 項の規定を準用する。

（休暇の承認等）

第 12 条 条例第 14 条の連合長が定める特別休暇は、第 9 条第 1 項の表の第 9 号及び第 10 号の事由による休暇とする。

2 任命権者は、療養休暇又は特別休暇（前項に規定するものを除く。次条において同じ。）の請求について、第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項に掲げる事由に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。

ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合はこの限りでない。

3 任命権者は介護休暇又は介護時間の請求について、条例第 12 条第 1 項又は条例第 12 条の 2 第 1 項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認

しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間についてはこの限りでない。

- 4 任命権者は、組合休暇の請求について第11条第1項に掲げる事由に該当し、かつ、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。

(休暇の請求等)

第13条 職員は、年次休暇を請求しようとするときはその期間を、療養休暇、特別休暇(第9条第1項の表の第23号の事由による休暇で連合長の定めるものを除く。)及び組合休暇の承認を受けようとするときはその事由及び期間を記載した書類を、あらかじめ任命権者に提出しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ書類を提出することができなかった場合においては、その事由を付して事後に提出することができる。

- 2 第9条第1項の表の第9号の申し出は、その期間を記載した書類をあらかじめ任命権者に提出しなければならない。

- 3 第9条第1項の表の第10号の事由に該当することとなった女子職員はその旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

- 4 職員は、介護休暇又は介護時間の承認を受けようとするときは、あらかじめ当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して7日前の日までに、要介護者に関する事項及び請求の期間を記載した書類を任命権者に提出しなければならない。介護休暇の承認を受けようとする場合において、一回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、14日以上(当該指定期間が14日未満である場合その他の連合長が定める場合には、連合長が定める期間)について一括して請求しなければならない。

- 5 職員は、療養休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇又は介護時間の期間が引き続き7日を超えるものであって、任命権者がその事由を確認する必要があると認めるときは、医師の診断書その他勤務することができない事由を証明するのに足りる書類を併せて提出しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第13条の2 任命権者は、前条第1項又は第4項の請求があった場合においては、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日(以下この条において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれ

ているときにおける当該期間については、1 週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

(報告)

第 14 条 条例の規定に基づいて任命権者が定める事項について、これに関する定めがなされた場合には、その都度連合長に報告するものとする。

2 連合長は必要があると認めるときは、各任命権者に対し、勤務時間の割り振りの状況等について随時報告を求めることができる。

(補則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は連合長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 8 月 28 日規則第 8 号)

(施行期日)

この規則は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 26 日規則第 5 号)

(施行期日)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 4 月 19 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 1 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 12 日規則第 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第 2 条第 5 項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員の休息時間については、当分の間、なお従前の例による。

附 則 (平成 19 年 12 月 27 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 10 日規則第 4 号)

この規則は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 12 月 10 日規則第 17 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 3 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 5 月 25 日規則第 5 号）

この規則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 1 日規則第 11 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条、第 16 条関係）

忌 引 日 数 表

死亡した者		日 数
配偶者		7 日
血	1 親等の直系尊属（父母）	7 日
	同 卑属（子）	5 日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3 日
	同 卑属（孫）	1 日
族	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3 日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1 日
姻	1 親等の直系尊属（義父母）	3 日
	同 卑属（養子）	1 日
族	2 親等の直系尊属（義祖父母）	1 日
	2 親等の傍系者（義兄弟）	1 日
	3 親等の傍系尊属	1 日

（備考）

- 1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の承継を受けた者は、1 親等の直系血族に準ずる。
- 3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。